

平成25年9月に発生した豪雨被害に対する災害義援金の取扱いについて  
—京都府福知山市、舞鶴市における災害義援金—

平成25年9月15日・16日の両日に発生した豪雨被害により、京都府福知山市、舞鶴市において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により災害義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

京都府福知山市  
京都府舞鶴市

お客様の災害義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。

2. お取扱期間とお振込先

平成25年10月3日（木）～平成25年11月29日（金）

寄付先	災害義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
京都府 福知山市	京都北都信用金庫 福知山中央支店	041	普通	1190980	福知山市災害対策本部 福知山市会計管理者 荒木一昌
京都府 舞鶴市	京都北都信用金庫 東舞鶴中央支店	061	普通	0580047	舞鶴市台風18号災害義援金 舞鶴市会計管理者 中川敦夫

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》  
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。  
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上